

広島県建設事業負担金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十一号

広島県建設事業負担金条例の一部を改正する条例

広島県建設事業負担金条例（昭和三十六年広島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 6 平成二十四年度広島県一般会計補正予算（第六号）に基づき実施する事業（国の平成二十四年度一般会計補正予算（第一号）に定める負担金、補助金、交付金等の財政上の援助（当該一般会計補正予算（第一号）の繰入れを受けた他会計に定めるものを含む。）を受けて行うものに限る。）に係る負担金は、第二条第一項の規定にかかわらず、徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。